

令和4年6月

西宮市

健康福祉局福祉総括室

法人指導課

こども支援局子供支援総括室

保育幼稚園指導課

1. 指導監査実施方針

社会福祉法人（以下、「法人」は「社会福祉法人」をいう。）に対する指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、社会福祉法その他関係法令又は社会福祉法人に関する厚生労働省通知等に定められた法人として遵守すべき事項について、その運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的として実施する。実施に当たっては、厚生労働省が定める「指導監査ガイドライン」（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について」（令和元年9月13日子発0913第1号・社援発0913第1号・老発0913第1号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」をいう。）に基づき確認を行う。

また、社会福祉施設等（以下、「施設等」は「社会福祉施設等」をいう。）に対する指導監査は、関係法令、各事業種別の人員、設備及び運営に関する基準条例並びに関係厚生労働省通知等を遵守しているかの観点から施設等の運営状況を確認することにより、施設等の適正な運営の確保及び施設等によって提供される福祉サービスの質の向上を目的として実施する。

なお、以下の2及び3のとおり、実地指導監査の実施計画数及び実施日程を定めるが、新型コロナウイルスの感染状況等も勘案し、実施数や実施時期については柔軟に対応するものとする。

2. 定例の実地指導監査対象数及び実施計画数

(1) 社会福祉法人

種別	対象数	うち実地指導監査対象数	備考（実施頻度等）
社会福祉法人（本部）	33	対象数の概ね3分の1 （別紙「令和元年度以降の社会福祉法人指導監査の実施頻度等について」参照）	以下のいずれも満たす法人については、3か年度に1回実地指導監査を実施する。 ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。 イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費及び報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。 令和4年度は、令和3年度に実地指導監査を予定していたものの新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送った法人を優先的に実施する。また、令和3年度に指導監査を実施した法人のうち、上記ア又はイを満たさないと市が判断する法人に対しても実地指導監査を実施する。

(2) 社会福祉施設等

種 別	対象数	うち実地指導 監査対象数	備考（実施頻度等）
保育所 （分園は本園に含む）	32	32	毎年度1回。
幼保連携型認定こども園 （分園は本園に含む）	26	26	
母子生活支援施設	1	1	
児童福祉施設小計	59	59	
障害者支援施設	10	対象数の 概ね3分の1	原則、毎年度1回。 ただし、前年度における実地指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は、当該年度の一般指導監査を省略できる。 また、前年度における実地指導監査の結果、概ね適正な運営の確保が認められた場合は、当該年度及び次年度の一般指導監査を省略できる。
救護施設	1	1	
障害福祉サービス事業所	33	対象数の 概ね3分の1	実地指導監査が必要と判断される事業所に対して指導監査を実施
特別養護老人ホーム	22	対象数の 概ね3分の1	原則、3年度に1回。 ただし、当該監査において問題点等を発見した場合あるいは下記に該当する場合は、原則によらず必要の都度、一般指導監査を行うものとする。 （1）前回における実地指導監査以降、施設の運営や利用者の処遇について重大な苦情若しくは事故又は不祥事があること。 （2）前回における実地指導監査以降、施設の運営等の状況に大きな変更があること。
軽費老人ホーム	7		
老人福祉施設小計	29		
社会福祉施設等合計	132		

3. 定例実地指導監査の実施日程計画

実地指導監査の日程は、概ね下記のとおりとする。ただし、法人の事務所が施設等の所在地と同一である場合、法人に対する指導監査と施設等に対する指導監査をできる限り同時に実施する。兵庫県等と合同で指導監査を実施する場合は、法人及び施設等の負担軽減及び指導監査の効率化のため、可能な限り同一日時に指導監査を実施できるよう日程を調整する。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、法人本部と施設の指導監査を別日とする方が適切であると判断する場合はこの限りではない。

(1) 保育所、幼保連携型認定こども園とその経営法人

7月～2月（予定）

- (2) 障害者支援施設（又は障害福祉サービス事業所）とその経営法人
6月～2月（予定）
- (3) 老人福祉施設とその経営法人
9月～2月（予定）
- (4) その他の法人
個別に日程調整する

4. 書面指導監査について

実地指導監査を実施しない施設に対し行っていた書面指導監査は、令和4年度以降、原則実施しない。ただし、新型コロナウイルスの発生等実地指導監査の実施が困難な場合に限り書面指導監査を実施する。

5. 随時の実地指導監査について

定例実地指導監査を実施しない又は定例実地指導監査の実施を終了した法人若しくは施設等であっても、苦情・通報等の情報提供、法人から届出のある現況報告書・施設等から提出のある書面指導監査資料等により適正な運営や給付費の請求等に疑義があると判断される場合には、必要に応じて指導監査を実施する。また、重大な問題があると判断される場合には特別指導監査を実施する。

6. 指導監査関係課

健康福祉局	福祉総括室	法人指導課
	福祉部	高齢介護課 障害福祉課
	生活支援部	生活支援課 厚生課
こども支援局	子供支援総括室	保育幼稚園指導課
	子育て事業部	保育所事業課
	子育て支援部	子供家庭支援課